一般社団法人日本データベース学会事務局規程

2023年 4月 1日制定

(目的)

第1条 本規程は、一般社団法人日本データベース学会(以下、本学会という)の定款第54条に基づき、本学会の事務を処理するために設置される事務局の構成および業務等を定めるものである。

(事務局の業務)

第2条 事務局の業務については、本学会の事務局業務内規にて別途定める.

(事務局の構成)

第3条 事務局は、本学会の組織として、以下の構成で設置する。

事務局長:総務委員会の委員長

事務局員:事務局長が必要と認めた理事、第3条第2項に定める業務委託先の職員または第3 条3項に定めるパートタイム職員

- 2 事務局業務の一部は、第4条に従って事務局長が選任した業務委託先に対して委託することができる。
- 3 事務局業務の一部は、第4条にしたがって事務局長が選任したパートタイム職員に依頼することができる。

(業務委託先及びパートタイム職員の選任)

- 第4条 事務局業務の業務委託先やパートタイム職員は、理事会の事前承認を経て事務局長が選任する。なお、業務委託先やパートタイム職員との間の業務委託契約及び雇用契約の契約当事者は本学会とし、当該契約の締結手続は事務局長が行う。
 - 2 前項に定める業務委託契約及び雇用契約の有効期間は原則として1年とし、更新を妨げない。

(業務委託先の条件)

第5条 事務局業務の業務委託先は、本学会の業務について十分な知識を有する者とする。

(経費)

第6条 事務局の経費は、本学会の経費として計上する.

(改廃)

第7条 本規程の改廃は、理事会の決議により行う.

附 則

1. 本規程は、2023 年 4 月 1 日から施行する.